

キューピットバレイ  
新第2リフト建設事業

入札説明書

令和5年4月

上越市

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>事業の概要</b> .....	2
1	事業名称.....	2
2	公共施設等の管理者.....	2
3	事業の目的.....	2
4	事業の内容.....	2
<b>第 2</b>	<b>入札参加に関する条件等</b> .....	5
1	入札参加者の参加資格要件.....	5
2	入札参加資格確認基準日.....	6
3	参加資格の喪失.....	6
<b>第 3</b>	<b>事業者の募集・選定</b> .....	7
1	募集・選定の方法.....	7
2	募集・選定のスケジュール.....	7
<b>第 4</b>	<b>入札に関する事項</b> .....	8
1	入札の手続.....	8
2	入札参加に関する留意事項.....	10
<b>第 5</b>	<b>事業者の選定について</b> .....	12
1	選定委員会の設置.....	12
2	落札者の決定.....	12
3	結果の通知及び公表.....	12
<b>第 6</b>	<b>契約に関する事項</b> .....	13
1	契約の締結.....	13
2	契約を締結しない場合.....	13
3	契約金額.....	13
4	契約の保証.....	13
<b>第 7</b>	<b>その他</b> .....	14
1	本事業に関する市担当部署.....	14

この入札説明書は、上越市（以下「市」という。）が実施するキューピットバレイ新第2リフト建設事業（以下「本事業」という。）において、本事業の業務を行う事業者を募集及び選定するに当たって、入札参加を希望する者に配布するものである。

本事業に係る総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、次の文書は、本入札説明書と一体のものであり、すべてを総称して入札説明書等という。

別添資料1：要求水準書

別添資料2：落札者決定基準

別添資料3：様式集

別添資料4：契約書（案）

# 第1 事業の概要

## 1 事業名称

キューピットバレイ新第2リフト建設事業

## 2 公共施設等の管理者

上越市長 中川 幹太

## 3 事業の目的

キューピットバレイスキー場の索道施設は、ゴンドラをメインに第1クワッドリフト・第2クワッドリフト及び2本のペアリフトの全5本の索道により構成されているが、平成2年（1990年）のスキー場開業以来32年が経過し、施設設備全体の老朽化が著しく、大規模な修繕や更新が必要な時期を迎えている。

上越市では、「日本のスキー発祥の地」から発信する「誰でも雪を楽しめる新しいスノーリゾート」の実現を目指すため、雪だるま高原エリア全体の将来計画として、令和4年3月に「上越市安塚雪だるま高原施設整備活用基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

本事業は、この基本計画中の「索道整備計画」において最重要事業として位置付けられている第2クワッドリフトの更新及び延伸、並びに現施設（既存の第2クワッドリフト）の除却を実施することを目的とする。

基本計画に示す本事業の整備ポイント

- 多様な利用者ニーズに対応できる施設
- 人にやさしく、安心して利用できる施設
- 豪雪地の気候条件や周辺環境に配慮した施設
- 長期的に安定したメンテナンスが可能な施設
- 運行コストの低減とゲレンデの魅力度を向上させる効率的な運営に資する施設

## 4 事業の内容

### (1) 事業方式

基本計画に基づいて、事業の実現性と効率的な業務が期待できる設計・施工一括発注方式（DB（Design（設計）－Build（建設））方式）とする。

### (2) 事業期間

契約締結日の令和5年9月末頃から令和7年11月末まで

### (3) 本事業の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ・調査業務
- ・設計業務
- ・各種許認可等申請業務及び支援業務
- ・工事監理業務

- ・建設工事業務（施設建設、造成外構、備品を含む）
- ・既存施設の解体工事業務
- ・その他本施設の整備に必要な業務

#### (4) 対象施設等

##### ① 新第2リフトの概要

以下の仕様をクリアし、安全性、メンテナンス費用を考慮したもの

項目	内容
所在地	上越市安塚区須川地内（須川 3994 番地ほか） 山頂駅舎 標高 920m
リフト長	1,600m程度 ソレイユコース下部から乗り込みが容易な最適位置に山麓駅舎を設置すること 車庫線棟を設置すること
索道の種類	特殊索道
索道の方式	単線自動循環式
搬器仕様	フットレスト付きセーフティバー
運転速度	4m/秒以上
毎時輸送量	1,600 人/時以上
搬器定員	4人以上
索 条	長寿命、低騒音、低伸び率のものを使用
制御方法	インバーター制御方式
予備原動	停電時等のバックアップシステム
風 対 策	風速 20m/秒でも安全運行可能
雪 対 策	豪雪地仕様とする。リフト支柱位置について、地上勾配と積雪による維持管理への影響に配慮すること
そ の 他	上越市景観条例に配慮すること 上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針を遵守すること

##### ② 既存施設の概要

新第2リフト建設に際し、既存の第2クワッドリフトを解体する。

項目	内容
所在地	上越市安塚区須川地内（須川3994番地ほか） 山頂駅舎標高920m
リフト長	約1,000m
索道の種類	特殊索道
索道の方式	単線自動循環式
搬器仕様	フットレスト付きセーフティバー
運転速度	4m/秒
毎時輸送量	1,600人/時
搬器定員	4人

**(5) 事業限度額**

本事業の事業限度額（予算額）は次のとおりである。

予算額                   : 1,534,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

入札書比較価格       : 1,395,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

**(6) 低入札価格調査基準**

入札書比較価格の 85%未満

**(7) 支払条件**

設計、工事等の進捗に応じて年度ごとに支払うこととしている。詳細は、契約書（案）にて定める。

**(8) 想定されるリスクの分担**

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い施設整備を目指すものであり、本施設の設計、建設、工事監理等の業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担事項、責任分担の程度、責任分担の具体的な内容については、契約書（案）に定めるものとする。

## 第2 入札参加に関する条件等

### 1 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、参加表明書（様式 1-1）提出日時点において、次の要件を全て満たす者とする。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。また、入札参加資格審査書類（様式 1-1 から 2）に事実と異なる記載があるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

#### (1) 共通要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- ② 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
  - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者
- ③ 公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 法人税、所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同上第 6 号に規定する暴力団員又はその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む）でないこと。
- ⑥ 「キューピットバレイ新第 2 リフト建設事業事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の委員又は委員が属する法人と資本金面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑦ 市との連絡を電子メールで行うことができること。
- ⑧ 市との協議を日本語で行えること。

#### (2) 建設企業としての要件

- ・ 参加表明書の提出時点で、令和 4・5 年度上越市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者。
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、工事種目「機械器具設置」に係る特定建設業の許可を得た者。
- ・ 日本国内に本社があり、建設後のメンテナンス等に支障のない範囲に本社又は営業所（注 1）を有すること。
- ・ 日本国内で索道施設の施工実績があるもの。
- ・ 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある、監理技術者等を建設業法に従って専任で配置できること。

#### (注 1)

「営業所」とは、公告時点で次の要件をすべて満たすものをいう。（「建設工事入札参加資格審査申請」の際に市に提出してある「市内営業所に係る調査表」に基づく）

- ・ 契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること。

- ・実態的な営業活動を5年以上行っていること。
- ・営業する許可業種に対応する専任技術者が常駐していること。
- ・営業所に常勤する従業員が3人以上であること。
- ・営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること。

## 2 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、参加表明書（様式 1-1）の提出期限（令和5年5月17日）とする。

## 3 参加資格の喪失

入札参加者が、入札参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

### 第3 事業者の募集・選定

#### 1 募集・選定の方法

事業者の募集、選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、入札価格及び設計・施工等の提案内容を総合的に評価する、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札とする。

選定の方法及び評価の基準は、落札者決定基準による。

#### 2 募集・選定のスケジュール

本事業における事業者の募集、選定のスケジュールは、次のとおりとする（予定）。ただし、「上越市の休日」を定める条例（平成元年条例第29号）に規定する市の休日（以下、「休日」という。）には、受付を行わない。

日 程	内 容
令和5年4月12日（水）	入札公告
令和5年4月25日（火）	入札説明書等に関する質問の受付期限
令和5年5月10日（水）	入札説明書等に関する質問への回答の公表
令和5年5月12日（金） ～5月17日（水）	参加表明書の受付期間
令和5年5月24日（水）	入札参加資格の確認結果の通知
令和5年6月28日（水）	提案書及び入札書の受付期限
令和5年7月中旬	提案審査・価格評価 (プレゼンテーション及びヒアリング（予定）)
令和5年7月下旬	落札者の決定
令和5年8月	事業仮契約の締結

## 第4 入札に関する事項

### 1 入札の手続

#### (1) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を下記のとおり受け付ける。

受付期限	令和5年4月25日（火）午後3時まで
提出方法	質問書（様式12）により、電子メールに添付して提出する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・メールの件名は「入札説明書等に関する質問」とすること。</li><li>・質問書に提出者を特定できる内容を記載しないこと。</li><li>・市は、電話等による質問には応じない。</li><li>・市は、質問について直接確認を行うことがある。</li></ul>
提出先	本事業に関する市担当部署のメールアドレスに送信する。

#### (2) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、令和5年5月10日（水）までに市のホームページにおいて公表する。

#### (3) 参加表明書の受付

入札参加希望者は、参加表明書（様式1-1）及び関連書類（様式1-2及び2）を下記のとおり提出すること。

受付期間	令和5年5月12日（金）から5月17日（水）午後3時まで
提出方法	持参により提出する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間（最終日は午後3時まで） （休日及び平日の正午から午後1時を除く）</li><li>・持参する日時は、事前に市担当部署に電話で連絡し、協議のうえ、決定すること。</li></ul>
提出先	本事業に関する市担当部署に持参する。

#### (4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、代表企業に対して、令和5年5月24日（水）までに通知する。

#### (5) 入札参加資格の確認結果に対する説明の要求

入札参加表明確認の結果通知により、当該資格を有していないと確認された入札参加者は、下記のとおり、その理由について市に対して説明を求めることができる。

受付期間	令和5年5月25日（木）から5月29日（月）午後3時まで
提出方法	確認結果に関する理由説明の要求書（様式13）により、電子メールに添付して提出する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・メールの件名は「入札参加資格の確認結果の理由説明の要求」とすること。</li></ul>

	・本件メールを送信した旨を電話にて通知すること。
提出先	本事業に関する市担当部署のメールアドレスに送信する。

#### (6) 入札参加資格の確認結果に対する理由説明の要求書への回答

市は、入札参加資格の確認結果に対する理由説明の要求書を提出した入札参加者に対して、令和5年5月31日（水）までに書面で回答する。

#### (7) 入札の辞退

入札参加資格を有すると確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、下記のとおり入札辞退届（様式14）を提出すること。

提出期限	令和5年6月5日（月）午後3時まで
提出方法	電子メールに添付して提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メールの件名は「入札辞退」とすること。</li> <li>・本件メールを送信した旨を電話で通知すること。</li> <li>・持参も可とする。</li> </ul> （持参の場合、平日及び各日の正午から午後1時を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間）
提出先	本事業に関する市担当部署のメールアドレスに送信又は持参する。

#### (8) 提案書及び入札書の受付

入札参加者は、提案書（様式3-1から様式10）及び入札書（様式11-1及び11-2）を次のとおり提出すること。なお、提出日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

受付期限	令和5年6月28日（水）午後3時まで
提出方法	入札参加者が持参により提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前8時30分から午後5時15分までの間 （最終日は午後3時まで） （休日及び平日の正午から午後1時を除く）</li> <li>・持参する日時は、事前に市担当部署に電話で連絡し、協議のうえ、決定すること。</li> </ul>
提出先	本事業に関する市担当部署に持参する。

提案書は、A4判縦ファイルに左綴じし、提出すること。A3判については折り込むこと。提出書類の文字は、図表中の記載を除き、横書き、10.5ポイント以上を基本とすること。各ページ右下余白に一括通し番号のページ番号（ゴシック体10.5ポイント程度）を入れ、片面印刷とし、項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、そのページ数以内とすること。

提出部数は、正本1部、副本10部、電子媒体一式（DVD-R等）1枚とする。正本には、提案書（様式3-1）を添付すること。副本には、提案書（様式3-2）を添付し、会社名及び会社名が特定される記号等を記載してはならず、各ページの右上余白に、参加表明書の提出後に市が通知する整理記号（ゴシック体14ポイント程度）を記載すること。

また、図面については、**別記1**「図面集の作成要領」のとおりとすること。

## (9) 基礎確認

市は、提出書類の不備及び基礎的事項等の確認を行う。

市は、提案書の基礎的事項の確認をするにあたって、必要と判断した場合に入札参加者に対し内容の確認を行うことができる。また、市は、提出条件を指定している書類の不備が認められた場合は、差し替えを求めることができる。確認事項及び差し替えは、入札参加者に通知する。

## (10) 総合評価及び最優秀提案者の選定

市は、前項の確認を通過した入札参加者に対し、令和5年7月中旬頃に提出書類の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。市は、具体的な実施方法、時間等を後日入札参加者に対して通知する。

審査、評価及び最優秀提案者の選定については、落札者決定基準に示すとおりとする。

## (11) 落札者の決定の通知及び公表

落札者の決定は、令和5年7月下旬頃に、入札参加者に対し書面により通知及び市のホームページに公表する。

審査における経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

## (12) 落札者を決定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び落札者の決定において、入札参加者がいない又は最優秀提案がない等の場合、落札者を決定せず、その旨を速やかに公表する。

## 2 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容（入札説明書等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることを含む。）を承諾したものとみなす。

### (2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### (3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (5) 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が選定及び審査結果の公表に必要と認める場合、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

## (6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているデザイン、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

## (7) 提案書の取扱い

提出された提案書は、原則、差し替え等の訂正、記載内容の変更は認めない。ただし、予定する配置技術者（設計管理技術者、照査技術者、監理業務管理技術者、監理技術者及び主任技術者）について、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格及び実績がある者とし、市の了解を得なければならないものとする。

市は、提出された提案書は入札参加者に返却せず、確認、審査及び評価に必要な範囲内で複製又は複写することができる。また、本事業に関する情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例（平成8年条例第1号）に基づき必要な対応を行う。

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

## (8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

## (9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。また、入札参加者の談合（連合）の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

## (10) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ・参加資格要件のない者のした入札又は委任を受けない代理人がした入札
- ・入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- ・同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ・脅迫その他不正な行為によってした入札
- ・談合その他不正行為があったと認められる入札
- ・提出書類に虚偽の記載をした入札
- ・その他入札に関する条件に違反した入札

## (11) その他

入札参加者は、入札説明書等の内容又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

市は、入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

市に連絡が必要な場合は、必ず書面又は電子メールにより行うものとし、電話では受け付けない。

## 第5 事業者の選定について

### 1 選定委員会の開催

市は、落札者選定にあたり、識見を有する人等から意見を聴取する場として、選定委員会を開催する。選定委員会は、原則、非公開とする。

入札参加者が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、審査に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。

市が開催する選定委員会において意見を聴取する対象者は、次のとおりである。

種 別	人 数	所 属 等
学 識 経 験 者	1 人	大学教授
スキー場経営者等	1 人	北陸信越観光索道協会 新潟地区部会会員
指 定 管 理 者	1 人	雪だるま高原指定管理者
上 越 市 職 員	2 人以内	事業所管部長等

### 2 落札者の決定

市は、選定委員会の審査・評価結果を踏まえて落札者を決定する。

### 3 結果の通知及び公表

市は、落札者に対し書面により通知及び市のホームページで公表する。

## 第6 契約に関する事項

### 1 契約の締結

市は、落札者決定後、速やかに落札者と工事請負契約の仮契約を締結する。

仮契約は、当該契約に関する議案が上越市議会の議決を経た場合に本契約の効力が生ずる。当該契約に関する議案は、上越市議会令和5年9月定例会に提出する予定である。

なお、落札者が自らの事由により仮契約の締結に至らない場合は、市は総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約締結の手続を行う場合がある。

### 2 契約を締結しない場合

落札者の構成員が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

### 3 契約金額

契約金額は、入札書価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

### 4 契約の保証

契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額以上若しくは契約書（案）に定める契約保証金の納付の免除の規定による。

## 第7 その他

### 1 本事業に関する市担当部署

住所 〒943-8601

新潟県上越市木田1丁目1番3号

担当 上越市 文化観光部 観光振興課 施設係

TEL 025-520-5744

FAX 025-520-5853

E-mail kankoushin@city.joetsu.lg.jp

住所 〒942-0393

新潟県上越市浦川原区釜淵5番地

担当 上越市 浦川原区総合事務所 産業グループ 産業観光班

TEL 025-599-2302 (内線 321)

FAX 025-599-2225

E-mail uragawara-sangyo@city.joetsu.lg.jp

## 図面集の作成要領

番号	設計図書類	記載事項および留意点	最大枚数	用紙サイズ*
1	表紙	・様式 9 に従って記載してすること。	1	A3
2	計画概要説明書	・計画概要説明書を記載すること。	制限なし	A3
3	コンセプト図	・デザイン・計画コンセプトについて、文章のほかスケッチや概念図等を用いて示すこと。	1	A3
4	外観透視図 (鳥瞰、事業用地全体)	・事業用地全体を見渡すものとする。透視図の点数は 1 点とすること。	1	A3
5	外観透視図 (目線)	・目線レベルで作成すること。透視図の点数は 2 点以下とすること。	2	A3
6	内観透視図 (目線)	・特に提案したい部分について、目線レベルで作成すること。透視図の点数は 2 点以下とすること。	2	A3
7	全体配置図 [S=1/800]	・事業用地全体について、外構及び周辺道路等を図示すること。	1	A3
8	平面図 [S=1/400]	・各階平面図を図示すること。	1	A3
9	立面図 [S=1/400]	・立面図 4 面を図示すること。	2	A3
10	断面図 [S=1/400]	・断面図で、長辺方向及び短辺方向を各 1 面とすること。	1	A3
11	仕上表	・内装、外装ともに記載すること。	2	A3
12	構造計画図	・構造種別を明示するとともに、概略を図示すること。 ・想定杭量を図示すること。	1	A3
13	給排水ガス設備図 [S=1/800]	・事業用地全体について、給水、排水（雨水、汚水）の接続系統を図示すること。なお、建物内は省略可とする。	1	A3
14	形態制限チェック図	・建築基準法に基づく形態制限チェック図を図示すること。	1	A3
15	工事計画図	・工事車両進入ルート、ゲートの位置、資材置場、ポンプ車・クレーン車等の配置等を図示すること。	1	A3

※ A4 に織り込んでファイリングすること。

※ 提出データは「PDF ファイル」の形式で提出すること。